

請求債権目録

地方 家庭 裁判所平成 年()第
号事件の 執行力のある判決正本 執行力のある和解調書正本
 審判正本 調停調書正本 公正証書
に表示された下記金員及び執行費用
の

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 30万7,000 円

(1) 金 30万 円

ただし、第4条記載の平成23年5月から平成23年7月まで1箇月 金10万 円の 養育費の未払分

(2) 金 7,000 円

ただし、執行費用

| | | |
|------|--------------|---------|
| (内訳) | 本申立手数料 | 金4,000円 |
| | 本申立書作成及び提出費用 | 金1,000円 |
| | 差押命令正本送達費用 | 金1,000円 |
| | 資格証明書交付手数料 | 金1,000円 |

2 確定期限が到来していない各定期金債権

第4条記載の平成23年8月から長男が大学卒業する日の属する月まで、毎月末日限り金 10万 円ずつの 養育費

差 押 債 権 目 録

- 1 金 308,2000 円 (請求債権目録記載の1)
- 2 平成 23年 8月 から別居解消または婚姻解消に至る月まで、毎月、末日
限り金 108 円ずつ (請求債権目録記載の2)

債務者 (○○株式会社 勤務) が第三債務者から支給される、本命令
送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。

ただし、頭書2の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下
記債権に限る。

記

(1) 給料 (基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く。) から所得税、住民税、社会
保険料を控除した残額の2分の1 (ただし、前記残額が月額66万円を超えると
きは、その残額から33万円を控除した金額)

(2) 賞与から (1) と同じ税金等を控除した残額の2分の1 (ただし、前記残額が6
6万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、(1)、(2)により弁済しないうちに退職したときは、

(3) 退職金から所得税、住民税を控除した残額の2分の1にして、(1)、(2)と合
計して頭書金額に満つるまで。

別紙 2 離婚関係公正証書雛形

平成 27 年 第 号

協議離婚に伴う契約及び年金分割合意公正証書

(本公正証書作成日：平成 27 年 9 月 17 日)

第 1 当事者

名古屋市港区・・・

ダンス教師

債権者（妻） 愛 知 花 子

昭和○年○月○日生

(以下「甲」という。)

名古屋市港区・・・

地方公務員

債務者（夫） 愛 知 一 郎

昭和○年○月○日生

(以下「乙」という。)

第 2 法律行為

当公証人は、上記当事者の囑託によって、その法律行為について当事者が陳述し、これを聴取した結果を次のとおり録取し、本公正証書を作成する。一

甲と乙は、協議離婚することに合意し、離婚届出をするに当たり、子の親権者の指定、養育費等及び年金分割に関し、本日、次のとおり契約を締結した。

第 1 条 (離婚届出)

乙は、第 2 条の内容を記載した協議離婚届用紙に署名押印のうえこれを甲に交付してその届出を託し、甲は速やかにその届出をなし、離婚届受理証明書を乙に交付する。

第 2 条 (親権者の指定)

甲・乙間の長男 A (平成○年○月○日生・以下「丙」という。) 及び同二男 B (平成○年○月○日生・以下「丁」という。) の親権者を母である

甲と定める。

第3条（面会交流）

乙は、丙及び丁に随時面会交流することができる。

- 2 上記面会にあたっては、丙、丁及び甲の都合、意思を尊重し、具体的な日時、場所、方法を甲乙協議のうえ定めて実施する。また、丙、丁に対し、不必要に高価な物を与えたり、甲の状況を聞き出すなど丙、丁の心情を害するような行為を慎み、丙、丁が次回を心待ちにするような温かな雰囲気的面会となるよう努めるものとする

第4条（養育費）

乙は甲に対し、丙及び丁の養育費として、平成23年8月から丙及び丁がそれぞれ最終学歴の学校を卒業する日の属する月まで、各人について月額各金5万円の支払い義務のあることを認め、これを毎月末日（末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）限り甲の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

- 2 甲及び乙は、前項の養育費の額が、諸物価及び教育費の上昇又は低下により不相当となったときは、相互にその増減を請求することができる。

第5条（財産分与）

乙は、本件離婚に伴う財産分与として、本日、乙名義の下記不動産（以下「本不動産」という。）を、本不動産に設定された第6条記載の抵当債務を乙において完済することを停止条件として甲に給付する。

記

（1）土地

所 在 東京都国立市・・・

地番 42番1

地目 宅地

地積 152.04平方メートル

（2）建物

所 在 東京都国立市

家屋番号 42番地の1

種類、構造、床面積

2 乙は甲に対し、本不動産について、前項の財産分与を原因とする条件付き所有権移転請求権保全の仮登記手続を速やかにするとともに、乙が前項記載の抵当債務を完済したときには、その時から10日以内に所有権移転の本登記手続をする。登記手続費用は、甲の負担とする。

第6条（求償権）

乙は、本不動産取得の際、購入資金として金2,000万円を〇〇銀行から後記債務の表示記載の約定で借り受け、本不動産について上記債務を被担保債務とする抵当権を設定したところ、現在その残債務が金1,021万円あり、本不動産が甲及び丙、丁の居住用であるので、もし乙の支払いが滞った場合には、甲が代わって支払わざるを得なくなる。そこで、甲が上記債務を代わって支払う場合の事前及び事後求償権について、本日（平成〇〇年〇月〇日）甲・乙間において次条以下のとおりの契約をする。

第8条（事前求償）

甲は、〇〇銀行に対する乙の債務が弁済期にあるとき及び次条各号の一つに該当し、期限の利益を失い残存債務の全部を弁済すべきときは、上記乙の債務に相当する金額（元金、利息、遅延損害金）につき、直ちに事前の求償権を行使することができ、乙は、すみやかに甲に対しその求償金額を支払わなければならない。ただし、乙が既に上記債務の一部を〇〇銀行に弁済しているときは、その弁済額を求償金額をから控除するものとする。

第9条（事後求償）

乙が次の各号の一つに該当するときは、期限の利益を失い、甲は、残存債務の全部又は一部を乙に代わって弁済し、直ちに甲に対し事後の求償権の行使をすることができ、この場合乙は甲に対し、直ちに求償金額を支払う。

(1) 〇〇銀行に対する分割金の支払いを怠り、その遅滞額が2回分

に達したとき

(2) 第三者からの差押え、仮差押え、又は銀行取引の停止処分を受けたとき

(3) 競売、破産又は民事再生手続開始の各申立てを自らなし、又は上記各申立てを受けたとき

第10条 (年金分割)

甲と乙は、本日、厚生労働大臣に対し婚姻期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定請求をすること及び請求すべき按分割合を0.5とする旨合意した。

2 甲は、速やかに、厚生労働大臣社会に対し、前条の請求をする。

第11条 (強制執行認諾)

乙は、本公正証書記載の金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨を陳述した。

第12条 (精算条項)

甲及び乙は、本件離婚に関し、上記条項をもって一切解決したものとし、上記各条項に定めるほか、今後互いに名目の如何を問わず、金銭その他何らの財産上の請求をしない。